

# 山梨大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム申合せ

制定 令和3年3月24日

## (趣 旨)

第1条 この申合せは、山梨大学医学部医療行為の倫理に関する専門委員会内規（以下「内規」という。）第10条第2項の規定に基づき、山梨大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム（以下「コンサルテーションチーム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (支援活動)

第2条 コンサルテーションチームは、医療・ケアに関わる倫理的問題について、医療・ケアチームを支援する活動（以下「倫理コンサルテーション」という。）を行う。

## (組織等)

第3条 コンサルテーションチームは、次の各号に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 医療行為の倫理に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の委員
  - (2) 医師
  - (3) 看護師
  - (4) 社会福祉士
  - (5) 倫理学の専門家
  - (6) その他、専門委員会の委員長が必要と認める者
- 2 前項のメンバーは、内規第5条第1項に規定する委員長（以下「専門委員会委員長」という。）が選出し、病院長が委嘱する。
- 3 コンサルテーションチーム責任者（以下「責任者」という。）は、専門委員会委員長が任命する。

## (任 期)

第4条 メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充されたメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

## (申請手続き)

第5条 倫理コンサルテーションを申請する医療従事者は、別に定める申請書に必要な事項を記入し、専門委員会事務局を通じて責任者へ提出しなければならない。

(協議実施の判断及び担当者の選出)

- 第6条 責任者は、医療従事者から倫理コンサルテーションを求める申請を受け、協議を行う必要があると判断した場合には、その事例を担当するメンバー（以下「担当者」という。）を1名以上選任するとともに、倫理コンサルテーションの日程調整を行う。
- 2 責任者は、依頼に対応する上で協議を行う必要がないと判断する場合には、申請者へその旨を回答する。

(協議方法及び記録)

- 第7条 担当者は、以下のいずれかの形式により協議を行う。
- (1) 担当者が申請者や医療・ケアチーム等を招請し、多職種による協議の場を設ける。
  - (2) 申請者の開催する多職種カンファレンス等へ、担当者が参加する。
  - (3) 担当者と申請者が少人数で話し合いを行う。
- 2 担当者は、倫理コンサルテーションの実施記録を作成し責任者に報告する。

(結果の通知)

- 第8条 責任者は、倫理コンサルテーション結果を申請者に通知する。

(報告)

- 第9条 責任者は、本申合せ第6条第2項の回答内容及び第8条の倫理コンサルテーション結果を専門委員会に報告する。

(守秘義務)

- 第10条 コンサルテーションチームは、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。  
なお、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

- 第11条 コンサルテーションチームの事務は、医学域総務課において処理する。
- 2 倫理コンサルテーションの実施記録及び関係資料は10年間保存する。

(雑則)

- 第12条 この申合せに定めるもののほか、コンサルテーションチームに関し必要な事項は、専門委員会委員長が別に定める。

(附 則)

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。